

## 六甲山スノーパーク利用約款

### 第1条 目的

六甲山スノーパーク（以下「当パーク」といいます。）において、スキーその他の雪上のスポーツやアスレチックを利用した遊び等を行う方（以下「利用者」といいます。）は、この約款の定めるところに従い、当パークを利用しなければならないものとします。この約款に定めのない事項については法令に定めるところにより、法令に定めのないときには「国内スキー等安全基準」（全国スキー安全対策協議会・1994年8月改訂版）に準じるほか、一般の慣習によります。

### 第2条 告知

当パークは、利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者におかれましては、次の各項の事柄をよく理解のうえ、事故なく当パークをご利用いただくよう告知します。

2 利用者は、スキー（スノーボーダーは「スキー」を「スノーボード」と読み替えてください。その他の雪上滑走用具もこれに準じてください。）や、アスレチックを含む各種遊具（催し物等で一時的に設置している遊具を含みます。以下「遊具」といいます。）については、次のような特有の危険があることを承知のうえ、これらを自分の注意により避けるようにしてください。

- (1) 雪、風、霧、雨など、天候による危険
  - (2) がけ、凸凹など、地形による危険
  - (3) アイスバーン、吹きだまり、なだれなど、雪の状態による危険
  - (4) 岩石、立木など、自然の障害物による危険
  - (5) ボックス、キッカーその他当パークが設置したアイテムの利用に伴う危険
  - (6) リフト・ムービングベルト施設、建物、雪上車両、カラーコーンなど、人工物による危険
  - (7) 他のスキーヤーとの接触、接近などによる危険
  - (8) 自らの失敗による危険
  - (9) 遊具は危険がつきものです。自分の判断で、無理をせず、十分ご注意の上ご利用ください。設備の故障等による場合を除き怪我をされた場合は、当パークは一切責任を負いかねます。
  - (10) 遊具ご利用にあたり、自分の体力、身体能力、体調等を踏まえて不安があれば無理をせず迂回（パス）して次のポイントにお進みください。
  - (11) 降雨時や雨上がりなどで遊具が濡れている場合、滑りやすくなりますので、細心の注意を払ってご利用ください。
  - (12) 雨や土などによる服・靴等の汚れ・濡れ・破れ等には、当パークは一切責任を負いませんのでご了承ください。
  - (13) 各遊具は、雨天・悪天候時や点検整備等により予告なく営業を中止する場合があります。
  - (14) 各遊具には年齢、身長制限があります。当パークにおける掲示及び係員の指示に従ってご利用ください。
- 3 当パークの管理区域の外に出ないでください。管理区域内でもコースに指定されていない所には出ないでください。
- 4 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動は、お止めください。
- 5 当パークは、雨天・悪天候時や点検整備等により予告なく営業時間の変更又は営業を中止する場合があります。

### 第3条 行動規則

当パークでは、次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- (1) 他人を傷つけたり、脅かしてはならない。
- (2) 地形、天候、雪質、技能、体調、混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- (3) 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- (4) 追い越すときは、その人との間隔を十分に空けなければならない。
- (5) 滑り出すとき、合流するとき又は斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- (6) コースの中で座り込んではいけない。狭い所や上から見通せないところでは立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースを空けなければならない。
- (7) 登るとき、歩くときは、所定の通路又はコースの端を利用し、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- (8) スキー、スノーボードその他雪上滑走用具には、流止めをつけなければならない。
- (9) 滑走時には、転倒の際の保護のため帽子又はヘルメットを着用しなければならない。
- (10) 掲示、標識、場内放送等の注意を守り、スキーパトロールや当パークの係員の指示に従わなければならない。
- (11) 事故に遭ったときは、救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
- (12) 当パーク内での以下の行為を行ってはならない（ただし、当パークが許可した場合は除く）。
  - ① 盲導犬、聴導犬または介助犬を除くペットを連れての入園
  - ② 酒気帯び・悪ふざけによる危険行為
  - ③ 球技行為全般
  - ④ ラジコン及びドローン等の無人飛行機の持ち込み及び使用
  - ⑤ 歩行喫煙（喫煙は指定の場所をお願いいたします。）
  - ⑥ 自転車及び三輪車並びにベビーカー・車いす・台車を除くタイヤの付いた乗り物等の乗り入れ
  - ⑦ 無許可での営業行為、チラシの配布、広告宣伝活動、集会または演説

- ⑧ 無許可での商業的利用を目的とした録音、録画または撮影
- ⑨ 入園券及び入園引換券などのチケットの売買・転売などのダフ屋行為
- ⑩ 爆発物、鉄砲刀剣類等の危険物の持ち込み
- ⑪ 当パークが定める滑走用具以外での滑走(スノースクートやスノースケート等ビンディングのない用具及び、木製、先端に突起物がある、足を前に出せないなど、当パークが危険と判断する雪ゾリは禁止)
- ⑫ 当パーク内での火気の使用

#### 第4条 転売等の禁止

何人も第三者に対し、当パークの許可を得ることなく、入園券、リフト券等(これらへの引換券等を含みます。以下「入園券等」といいます。)を転売(インターネット・オークションを通じての転売を含みます。)その他の方法(以下「転売等」といいます。)で取得させてはならないものとします。ただし、家族、友人、取引先その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ、業として行わない場合については、この限りではありません。

2 前項の転売等には、使用後のリフト券等を、第三者に使用させる目的又は態様で、有償・無償を問わず譲渡する行為を含みます。この場合、前項ただし書は適用しないものとします。

3 転売等された入園券等を取得した方については、当該入園券等による当パークのご利用をお断りする場合があります。また、転売等を行った方については、今後の当パークのご利用をお断りする場合があります。

#### 第5条 退場措置

当パークは、利用者が、法令、この約款その他当パークの定める規則又は当パークの係員等の指示を守らない場合は、滑走中その他如何なる場合でも、当パークのエリア内から退場させることができるものとします。ただし、当該利用者が、速やかに退場事由を解消し、かつ、他の来場者に対する迷惑の程度が軽微と認められる場合、当パークは退場を猶予することがあります。

2 前項により当パークが利用者を退場させた場合であっても、当該利用者に対し、入園料等(駐車料金、レンタル料、入園料、リフト利用料、スクール料その他一切の料金を含みます。以下同じ。)の払戻しは行いません。

3 当パークは、第1項本文に該当する利用者に対し、以降の入園をお断りすることができるものとします。

#### 第6条 入園料等の払戻し

当パークは、原則として、入園料等の払戻しは一切行いません。ただし、当パークの責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。また、停電・設備の故障により営業を途中で休止した場合には、入園券等購入後1時間30分を経過していないときに限り払戻しを行います。

#### 第7条 入園券等の有効期限

当パークの入園券等は、特段の定めがない限りご購入当日限り有効です。また、紛失した場合の再発行は行いません。

#### 第8条 当パークの責任の制限

当パークは、利用者が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとします。ただし、当パーク又は当パークの係員等の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

(1) 当パークエリア内、駐車場及びその管理区域内における紛失、盗難、怪我、滑走具等の破損その他事故等トラブルによる損害

(2) 他の利用者との衝突、他の利用者の滑走態様に基づく転倒その他他の利用者の行為に起因する損害

(3) この約款その他当パークの定める規則又は当パークの係員等の指示を守らなかったこと等により発生した損害

(4) この約款その他当パークの定める規則又は当パークの係員等の指示に反した利用者の行為に起因する損害

2 前項ただし書の場合において、当パーク又は当パーク関係者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害、特別損害等は含まれないものとします。

#### 第9条 利用者の責任

利用者は、法令、この約款その他当パークが定める規則又は当パークの係員等の指示を守らなかったこと等により当パークに損害を与えたときは、当パークに対し、その損害を賠償しなければなりません。

2 当パークは、利用者が第2条第3項の規定に違反し当パークの管理区域の外に出て、本人、知人等から当パークに遭難救助の申告があったときは、当パーク単独又は当パークと関係官公庁等が協力して救助に当たります。

3 利用者は、前項の救助を受けたときは、当パークに対し、前項の救助終了後、捜索、救助等に関係した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用その他負担経費の支払をしなければなりません。

#### 第10条 リフトの利用

当パークに設置しているリフトの利用に当たっては、この約款に定めるもののほか、別に定める「特殊索道旅客営業規則」によります。

#### 第11条 ムービングベルトの利用

利用者は、当パークに設置しているムービングベルトの利用に当たっては、この約款に定めるもののほか、次の各号の

定めに従うものとします。

- (1) 自身の技術に応じて利用すること。
- (2) 小さなお子様ご利用の際は、保護者・引率者の方は目を離さないこと。
- (3) 指示された場所以外で乗り降りしないこと。
- (4) ムービングベルトの正常な運行を妨げる行為やそのおそれがある行為を行わないこと。
- (5) 前号のほか、他人や自身の安全を脅かす行為を行わないこと。
- (6) 前各号のほか、当パークの係員等の指示及び当パーク内の標識、表示等に従って利用すること。

#### 第12条 改訂

この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

- 2 この約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 附 則

この規則は、2022年12月1日から適用します。